



2022年5月13日

各 位

会 社 名 ニッコンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒岩 正勝
(コード番号 9072 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 執行役員 本橋 秀浩
TEL 03-3541-5330

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第81回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- (2) 取締役会及び監査委員会招集の通知を発する期日についての定めを明確にするため、現行定款第23条(取締役会の招集)及び第30条(監査等委員会の招集)に記載の「3日前」を「3日前まで」に改めるものであります。
- (3) その他、字句の修正及び定款全般について読点の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日(水曜日)
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(水曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第15条(条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新設)</p> <p>第17条～第19条(条文省略) (取締役の員数、<u>選任方法</u>)</p> <p>第20条(条文省略)</p> <p>第21条～第22条(条文省略) (取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、<u>各取締役に対し、会日の3日前に通知を</u>発する。 <u>ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる、また、取締役の全員の同意が</u></p>	<p>第1条～第15条(現行どおり) (削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第19条(現行どおり) (取締役の員数 <u>及び</u> 選任方法)</p> <p>第20条(現行どおり)</p> <p>第21条～第22条(現行どおり) (取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、<u>各取締役に</u> 対し、<u>会日の3日前</u> <u>まで</u> に通知を発する。<u>ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる、また、取締役の全員の同意があるときは、</u> 招集の通知を</p>

現行定款	変更案
<p>あるときは、<u> </u>招集の通知を発しない。</p> <p>第24条～第29条（条文省略） （監査等委員会の招集）</p> <p>第30条 監査等委員会は、<u> </u>各監査等委員が招集する。監査等委員は、<u> </u>各監査等委員に対し、<u> </u>会日の3日前に通知を発して監査等委員会を招集する。ただし、<u> </u>緊急の必要のあるときは、<u> </u>この期間を短縮することができ、<u> </u>また、<u> </u>監査等委員全員の同意があるときは、<u> </u>招集の通知を発しない。</p> <p>第31条～第38条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条（条文省略） （新設）</p>	<p>発しない。</p> <p>第24条～第29条（現行どおり） （監査等委員会の招集）</p> <p>第30条 監査等委員会は、<u> </u>各監査等委員が招集する。監査等委員は、<u> </u>各監査等委員に対し、<u> </u>会日の3日前<u> </u>までに通知を発して監査等委員会を招集する。ただし、<u> </u>緊急の必要のあるときは、<u> </u>この期間を短縮することができ、<u> </u>また、<u> </u>監査等委員全員の同意があるときは、<u> </u>招集の通知を発しない。</p> <p>第31条～第38条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条（現行どおり） （<u>電子提供措置等に関する経過措置</u>）</p> <p>第2条 <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
<p>（以上のほか、定款条文中の読点を全て、現行の「、」から「,」に変更する。）</p>	